

野澤組規程第二十六号

プライバシーポリシーの一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月三十日

野澤組 代表 野澤

プライバシーポリシーの一部を改正する規程

プライバシーポリシー（令和五年野澤組規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項を改め、同条第二項に一号を加え、第六章の次に一章を加え、第二十二條及び第二十三條とする。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第十四条 野澤組は、本サービスの運営及び管理に当たり、本サービスの動作の記録（以下「動作記録」という。）、管理のための操作の記録（何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録をいう。以下「操作記録」という。）、認証の記録（ログインの成否、方法、端末及び発信元の記録をいう。）、利用の状況の集計、法令に基づく請求への対応の記録、お問い合わせの記録、<u>野澤組が提供するアプリケーションから送信された意見等（第二十三条第一項に規定する意見等をいう。）の記録、情報の提供及び配信に係る記録並びにゲームサーバーの保護のために受領する記録を取得し、保存する。動作記録、操作記録及び認証の記録には、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含む。</u> 2 前項の記録の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。期間を定めない号については、消去しない。ただし、法令に保存の期間の定めがある記録は当該期間が経過するまで消去せず、法令の規定により消去すべきこととされる記録は当該規定の定めるところにより消去する。消去の期限を定めない記録の取扱い、第十五条に定めるところによる。	第十四条 野澤組は、本サービスの運営及び管理に当たり、本サービスの動作の記録（以下「動作記録」という。）、管理のための操作の記録（何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録をいう。以下「操作記録」という。）、認証の記録（ログインの成否、方法、端末及び発信元の記録をいう。）、利用の状況の集計、法令に基づく請求への対応の記録、お問い合わせの記録、情報の提供及び配信に係る記録並びにゲームサーバーの保護のために受領する記録を取得し、保存する。動作記録、操作記録及び認証の記録には、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含む。 2 前項の記録の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。期間を定めない号については、消去しない。ただし、法令に保存の期間の定めがある記録は当該期間が経過するまで消去せず、法令の規定により消去すべきこととされる記録は当該規定の定めるところにより消去する。消去の期限を定めない記録の取扱いは、第十五条に定めるところによる。

（傍線部分は改正部分）

（注）この表は、改正の記録に在る項の文掲げる。号及び条の見出しの改正は、末尾の参考（改正の要旨）による。



附 則

このポリシーは、令和八年十月二日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

野澤組が提供するデスクトップアプリケーション（FX0）について、野澤組のサーバー及び第三者と通信する場合を掲げる章を加えた。アプリケーションは、解析をユーザーの端末の中で行い、解析の対象としたファイル及びその内容並びに解析の結果を送信しない。ただし、ユーザーが意見等に自ら記載したもの及び人工知能による補助その他の機能によりユーザーが送信することを選んだもの（人工知能による補助にあつては、ユーザーが選んだ検出の結果）は、この限りでない。野澤組のサーバーと通信するのは、野澤組アカウントとの連携及び利用の権利の確認、更新の確認及び取得、本サービスの稼働の状況の確認並びに意見等の送信の場合に限る。あわせて、アプリケーションから不具合の報告、要望、質問その他の意見（意見等）を送信することができることとし、その利用の目的、公開しないこと、野澤組アカウントと連携している場合に限り送信することができること、送信の前に送信する内容の全部を表示すること、添える情報の範囲（端末の名称、利用者の名称、機器を識別する番号及び発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含めないこと並びに利用者の名称を含むファイルの置き場所その他の伏せるもの。野澤組も、受け付けた意見等のうちその形から見分けられるものを伏せて保存すること）並びに直前の操作及び誤りの記録と端末の構成に関する情報は添えないことを選べることを定めた。第十四条第一項を改めて意見等の記録を取得する記録に加え、同条第二項に第十号を加えて、意見等の記録は消去しないこととした。意見等の記録は発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含まず、通信履歴に当たらない。意見等の送信に係る動作記録は、第十四条第二項第一号の定めるところにより、取得の時から百八十日で消去する。本人から第九条の請求を受けたときに消去すること（第十五条第五項）は、意見等の記録にも及ぶ。

